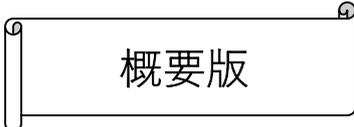


第2期都城市 子ども・子育て支援事業計画



概要版

令和2年3月

都 城 市

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

都城市（以下「本市」という。）では、平成22（2010）年3月に策定した「都城市次世代育成支援行動計画・後期計画」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「都城市子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、令和2（2020）年度を初年度とする「第2期都城市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

あわせて、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が策定することとされている「市町村行動計画」について、本計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

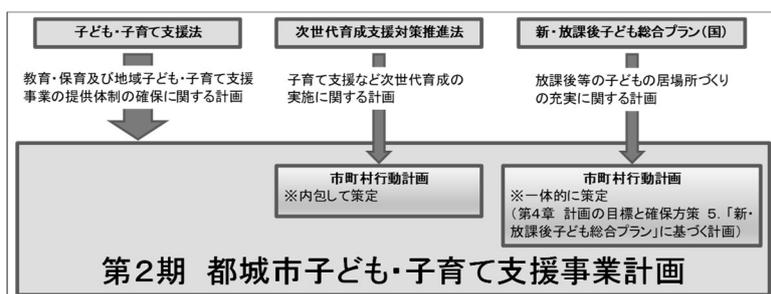
本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づき、「都城市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

5. 関連計画との関係について

本計画は、「都城市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合、連携を図りながら、引き続き、ライフステージごとに子育て支援に必要な各施策を整理することとします。



第2章 都城市の子ども・子育て環境

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、本市の人口は、平成26年の169,348人から平成31年は164,267人と、約5,100人減少しています。0～14歳人口は、平成26年の23,922人（14.1%）から平成31年は22,830人（13.9%）と、1,092人減少しており、構成比では0.2ポイント低下しています。

(2) 出生者数等の動向

出生者数の推移をみると、本市は全国や宮崎県と同様に減少傾向となっており、平成22年の1,687人から平成29年は1,405人に減少しています。

合計特殊出生率の推移をみると、本市はいずれの年も全国や宮崎県より高くなっており、平成29年には全国が1.43、宮崎県が1.73であるのに対して、本市は1.79となっています。

第1子出生時平均年齢の推移をみると、平成5年から平成29年で、宮崎県は2歳前後の上昇、全国は3歳前後の上昇となり、平成29年の宮崎県は、母が29.4歳、父が31.4歳となっています。

(3) 未婚の動向

未婚率の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、未婚率はおおむね上昇傾向にあり、特に45～49歳の女性は9.9%から14.5%と4.6ポイント増加しています。

(4) 世帯の動向

世帯の推移をみると、総世帯数は、増加が続いており、平成26年の77,309世帯から平成30年は78,496世帯と、約1,200世帯増加しています。1世帯当たり人員は、平成26年の2.19人から平成30年は2.10人に減少しています。

18歳未満、6歳未満のいる親族世帯の世帯類型をみると、核家族の割合は90%前後となっており、平成17年から平成27年にかけてやや上昇しています。また、ひとり親世帯の割合は、18歳未満、6歳未満のいる世帯で平成17年と平成27年の比較では、それぞれ増加しています。

(5) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率の推移をみると、本市は25歳以上の全ての年齢区分で、平成22年よりも平成27年が高くなっており、女性の就業率が上昇しています。また、平成27年の就業率を宮崎県と比較すると、15～24歳、35歳～49歳、60～64歳で上回っており、全国との比較では、15～19歳を除いて上回っています。

2. 子育て支援環境（各事業の実施状況等）

（1）教育・保育施設

①保育所（園）

市内には令和元年度現在、公立が12園、法人立が24園、合計36園あり、総定員数は2,350人で、園児数は2,026人、充足率は86.2%となっています。

少子化が進行する一方、入所希望者は増加しており、市内中心部を中心に保護者が希望する保育所に入れない潜在的な待機児童がいるものと考えられます。また、保護者の保育サービスに対するニーズは多様化しており、今後も保育ニーズの把握に努め、柔軟に対応できる体制づくりが必要となっています。

②認定こども園

市内には、令和元年度現在、幼保連携型認定こども園が25園、幼稚園型認定こども園が9園、保育所型認定こども園が8園あり、いずれも法人立です。総定員数は4,409人で、園児数は4,144人、充足率は94.0%となっています。

③幼稚園

市内には、令和元年度現在、公立が3園、法人立が3園あり、園児数は328人となっています。

④地域型保育事業

本市においては、都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により認可基準を定めており、3歳以下の保育ニーズ増加への対応、空き待ち児童の解消を目的に、認可を行っていますが、保育の質の低下を避けるため、小規模保育事業A型に限り認可を行っています。市内には、令和元年度現在、公立が7施設あり、園児数は77人となっています。

⑤休日保育の実施状況

就学前の児童が日曜・祝祭日に家庭保育が困難となる場合に保育しており、保育所（園）に入所していない児童も利用できます。令和元年度現在、4施設で実施しています。

⑥障がい児保育の実施状況

保育を必要とする子どもであって、かつ、発達に遅れがある又は心身に障がいを有する児童に対し、必要な保育を行うことを目的に、本市では障がい児保育事業に取り組んでいます。対象となる障がい児に対し、障がい児の保育について知識及び経験を有する専任の保育士を配置する保育所等に対し、補助を実施しています。平成30年度、28施設に対し補助を実施しています。

(2) 教育・保育施設以外の保育等施設

①企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法の改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により創設された「仕事・子育て両立支援事業」（同法第 59 条の 2）に基づく事業であり、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対して、国が助成及び援助を行います。

令和元年度に 2 園が開園しています。

②認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可施設、企業主導型保育施設以外の施設であって、保育の業務を目的とする施設であり、施設の設置者は、事業の開始に当たって、都道府県知事に届け出なければならないこととされています（児童福祉法第 59 条の 2）。

市内には令和元年度現在、7 か所開設されています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整を行う事業で、基本型、特定型、母子保健型があります。

平成 30 年 4 月にオープンした中心市街地中核施設 Mallmall 内の複合施設 2 階の都城市保健センターに「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を提供しています（母子保健型）。同じく 3 階の都城市子育て世代活動支援センターぱれぴかには、「子育てコンシェルジュ」を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行っています（基本型）。

②延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。平成 30 年度、64 か所の施設で実施しています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後及び土曜日、長期休業期間に学校の余裕教室や保育園、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、令和元年 5 月 1 日現在、70 か所を開設しており、登録児童数は 2,161 人となっています。

④子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを児童養護施設で宿泊を伴って預かり、児童及び家庭への子育ての支援を図る事業です。

本市では、平成 28 年度に児童養護施設石井記念有隣園（2歳から未就学児まで）、平成 29 年度に乳児院石井記念仁愛の家（2歳未満）に委託を開始し、実施しています。平成 30 年度の利用実績は、延べ 197 日となっています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談、子育て支援情報の提供、養育環境の把握、必要なサービスの検討、連絡調整等を行う事業です。平成 30 年度の実施状況は、訪問件数 970 件、出生数に対する訪問率は 71.1%となっています。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

保護者の養育に対する支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、育児不安の解消や養育環境の改善等を行うための相談・支援を行う事業です。平成 30 年度の訪問実績は、118 件となっています。

⑦地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て支援センターは、主に就学前の保育サービス等を受けていない親子を対象とした支援施設で、市内には5か所設置されており、平成 30 年度の延べ利用人数は、81,677 人となっています。

⑧一時預かり事業

一時預かり（一般型）は、就学前児童を、子育て支援拠点や保育所、幼稚園などで、平日一時的に家庭で保育することが困難な場合に利用できる制度です。幼稚園型は、幼稚園等に在籍する満3歳以上を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に、通園する園において一時的に保育を実施する制度です。平成 30 年度の利用実績は、一般型が実施施設数 30 か所、延べ利用人数 7,261 人、幼稚園型が実施施設数 44 か所、延べ利用人数 211,944 人となっています。

⑨病児保育事業

保育所などに通う乳幼児や小学生が、体調不良などで集団保育等ができず、保護者も就労等により家庭で保育が行えない場合に、子どもを一時的に保育する事業です。「病児・病後児保育」と「病後児保育」があります。

市内には、病児・病後児保育を行う施設が1か所、病後児保育を行う施設が2か所あります。平成 30 年度の延べ利用人数は、217 人となっています。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・サポート事業）

育児等の援助を受けたい人（利用会員）と、育児等の援助を行いたい人（援助会員）が会員になってお互い助け合う仕組みとなっており、保護者の急用や病気で困ったとき、保育施設や習い事への送迎など様々な機会に利用できます。

平成30年度は、会員数は合計1,017人、年間の活動件数は5,842件となっています。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健康診査の費用を一部助成する事業です。平成30年度の実績は、1回目妊婦健診が1,330件、2～14回目妊婦健診が15,037件となっています。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得等の状況により、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。平成30年度の実績は、延べ人数14人となっています。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、令和元年度より、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合の補助について、取り組んでいます。

（4）児童手当の支給状況

児童手当とは、家庭等での生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、中学校修了前までの児童の養育者に支給されるものです。平成30年度の児童手当の支給対象延べ人数は254,648人、支給総額28億8,473万円となっています。

（5）その他の子育て支援環境

①児童館・児童センター

子どもに健全な遊ぶ機会を与え、その遊びを通して情操や感性を育み、知的能力の形成、体力・健康の増進、社会性の発達など、将来の心豊かな人間性の基礎が培われることを目的に、児童館・児童センターを設置しています。平成30年度実績は、施設数13か所、延べ利用人数80,071人となっています。

②放課後子ども教室

子どもの安全・安心な居場所づくりのため、放課後や週末に小学校の余裕教室や地区公民館などを活用し、子どもたちに勉強やスポーツのほか、地域との交流活動などの機会を提供しています。令和元年度は、9教室、登録生徒数 216 人となっています。

③乳幼児医療費助成(令和2年度より「子ども医療費助成」に改正予定)

乳児期の疾病などの治療を受けやすくし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育を促進させることを目的に、本市に住所のある小学校就学前の児童を対象に、医療費の保険適用内の自己負担額全てを助成しています。平成 30 年度の助成対象延べ人数は 176,367 人、助成総額は 315,927 千円となっています。

④幼稚園就園奨励費

幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育において、より一層の普及充実を図るため、幼稚園を通じて、入園料及び保育料の一部を免除又は補助する制度です。

都城市内の全ての園が施設型給付施設に移行したこと、また、令和元年 10 月に幼児教育・保育無償化による子育てのための施設等利用給付制度が開始されたことにより、令和元年度以降の幼稚園就園奨励費の実績はありません。

(6) 児童虐待の状況

①児童虐待相談

本市で把握している新規の相談処理件数は、平成 26 年度の 49 件から減少が続いていましたが、平成 30 年度はやや増加し、31 件となっています。新規の処理件数は減少傾向となっているものの、要保護児童家庭として把握している数は年々増加しており、その対応についてより一層の体制整備が求められています。

②児童家庭相談

平成 30 年度の処理件数は、124 件となっています。相談の内訳は、経路として「市町村(保健センターや福祉部門、転入元市町村などからの引継ぎや相談の件数)」が多くなっていますが、近年は「学校」や「家族・親戚」からも増加傾向となっています。

3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

1 量の見込みに対する確保策の進捗状況

(1) 幼児期の教育・保育

① 1号認定

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	945	894	905	2,016	2,027
利用定員の確保見込み	1,316	1,316	1,316	2,073	2,073
利用定員の確保実績	2,024	2,165	2,073	2,054	1,946
利用者実績	1,689	2,061	2,026	2,011	—
空き待ち児童数	0	0	0	0	—

② 2号認定

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	教育ニーズ	853	807	817	—	—
	保育ニーズ	2,927	2,769	2,862	—	—
	計	3,780	3,576	3,679	2,330	2,248
利用定員の確保見込み		3,176	3,176	3,176	2,610	2,610
利用定員の確保実績		2,786	2,678	2,610	2,698	2,686
利用者実績		2,860	2,630	2,514	2,523	—
空き待ち児童数		7	18	8	12	—

③ 3号認定

単位：人

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	964	1,956	953	2,024	939	2,000	806	2,194	823	2,278
利用定員の確保見込み	2,520		2,529		2,559		2,743		2,843	
利用定員の確保実績	482	1,962	500	2,064	613	2,030	619	2,014	646	2,122
利用者実績	770	2,073	817	1,954	757	2,007	819	1,982	—	—
空き待ち児童数	29	0	40	82	117	46	84	29	—	—

④ これまでの取組

1号及び2号認定については、定員数としてはほぼ充足している状態が続いており、利用定員の適正化を図りつつ、定員の確保を進めてきました。

3号認定については、利用定員以上に弾力的に入所受入れが行われているため、利用定員

の適正化を図りつつ、認定こども園への移行園及び施設整備を行う園には、積極的な3号定員の増加を進めてきました。また、特に空き待ち児童の多い市内中心部において、小規模保育事業の認可を計画的に進めました。また、保育人材の確保が課題となっていることから、潜在保育士の復職研修事業や保育業務効率化事業等に取り組んできました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	0	0	0	2	2

②延長保育事業

単位：人（延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	37,801	40,900	41,718	41,718	41,718
確保方策	37,801	40,900	41,718	41,718	41,718
実績	37,801	37,801	40,870	42,669	—

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	2,977	2,969	2,977	2,683	2,607
確保方策	1,523	1,584	1,645	2,286	2,610
実績	1,526	1,759	1,890	2,053	—

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人日（利用人数×利用日数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	182	179	179	60	60
確保方策	182	179	179	179	179
実績	0	10	41	197	—

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

単位：人（量の見込み）、件（実績 延べ件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1,620	1,602	1,578	1,360	1,330
確保方策	母子保健推進員、母子訪問指導員、こども課職員等の訪問により実施				
実績	1,196	1,125	1,126	970	—

⑥養育支援訪問事業

単位：人（量の見込み）、件（実績 延べ件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	150	150	150	260	260
確保方策	都城市要保護児童対策地域協議会を中心に個別対応で実施				
実績	28	65	138	118	—

⑦地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

単位：人回（量の見込み 平成 29 年度までは 1 か月当たり、平成 30 年度以降は年間当たり）、か所（確保方策、実績）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	3, 237	3, 299	3, 256	40, 000	40, 000
確保方策	3	3	4	5	5
実績	3	5	5	5	5

⑧一時預かり事業（幼稚園在園児対応型）

単位：人回（1年間当たりの人回）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	1号認定	2, 686	2, 540	2, 570	—	—
	2号認定	224, 050	211, 950	214, 442	—	—
	計	226, 736	214, 490	217, 012	191, 809	206, 402
確保方策		226, 736	214, 490	217, 012	191, 809	206, 402
実績		92, 181	96, 320	143, 091	211, 720	—

⑨一時預かり事業（幼稚園在園児対応型を除く）

単位：人回（1年間当たり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み		47, 264	46, 519	46, 443	8, 249	8, 356
確保方策	一時預かり事業	19, 144	22, 800	31, 876	5, 254	5, 254
	子育て援助活動支援事業（※1）	528	572	616	2, 995	3, 102
	子育て短期支援事業（※2）	36	48	120	0	0
	計	19, 708	23, 420	32, 612	8, 249	8, 356
実績	一時預かり事業	3, 767	4, 131	6, 180	7, 066	—
	子育て援助活動支援事業（※1）	743	1, 642	1, 918	2, 183	—
	子育て短期支援事業（※2）	0	0	0	0	—
	計	4, 510	5, 773	8, 098	9, 249	—

※1 病児・緊急対応強化事業を除く。 ※2 トワイライトステイ

⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み		5,141	5,049	5,045	860	1,080
確保方策	病児保育事業	792	792	2,262	860	980
	子育て援助活動支援事業（※1）	78	84	91	0	100
	計	870	876	2,353	860	1,080
実績	病児保育事業	703	854	784	627	—
	子育て援助活動支援事業（※1）	0	0	0	0	—
	計	703	854	784	627	—

※1 病児・緊急対応強化事業

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	低学年	573	569	565	—	—
	高学年	464	466	478	—	—
	計	1,037	1,035	1,043	2,605	2,698
確保方策	低学年	352	382	411	—	—
	高学年	176	190	205	—	—
	計	528	572	616	2,065	2,698
実績		1,095	1,429	2,746	3,659	—

⑫妊婦に対する健康診査

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	延べ実施人数	—	—	—	16,700	16,700
	母子手帳交付数	1,725	1,706	1,681	1,450	1,450
確保方策		宮崎県内の産婦人科等で個別委託により実施				
実績	延べ実施人数	—	—	—	15,069	—
	母子手帳交付数	1,525	1,448	1,452	1,342	—

※量の見込みについて、平成 27 年度から平成 29 年度は、実人数を単位としています。平成 30 年度から令和元年度は、延べ実施人数と母子手帳交付数を単位としています。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

単位：人月（人×月数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	143	153	147	85	—

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

私学助成（特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業について、令和元年度より、取組を始めました。

2 子ども・子育て支援を推進するために必要な事業等の進捗状況、財源確保状況

○子ども・子育て支援事業 決算額等の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業数	事業数（件）	101	105	108	112
	決算額（百万円）	11,239	11,654	12,641	12,746
うち新規事業	事業数（件）	15	8	10	7
	決算額（百万円）	6,552	93	131	79
うち拡充事業	事業数（件）	8	8	9	7
	決算額（百万円）	748	3,399	947	1,068

平成 27 年度と平成 30 年度を比較すると、事業数で 11 事業増となっており、決算額で約 15 億円の増となっています。

4. ニーズ調査

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に利用するため、就学前児童と就学児童の保護者を対象者にした 2 種類のアンケート調査を実施しました。

①就学前児童

○調査対象：都城市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 2,000 世帯

○調査期間：平成 30 年 11 月 22 日～平成 30 年 12 月 10 日

○調査方法：郵送配布・回収（無記名回答）

配布数	回収数	回収率
2,000 票	838 票	41.9%

②就学児童

○調査対象：都城市在住の就学児童がいる家庭の保護者 2,000 世帯

○調査期間：平成 30 年 11 月 27 日～平成 30 年 12 月 10 日

○調査方法：郵送配布・回収（無記名回答）

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
2,000 票	1,019 票	51.0%

5. ヒアリング調査

アンケート調査では把握しきれない定性的な子ども・子育てニーズ等を把握するため、子育て関係者・団体等を対象にグループヒアリングを実施しました。

○ヒアリング対象

区分	対象者
子育て世代保護者	主に未就学児を子育て中の保護者（2会場 14名出席）
児童発達支援施設関係者	園長1名、代表1名、管理者5名、部長2名、主任1名（10名出席）
教育・保育施設関係者	理事長2名、園長6名、副園長3名、課長1名、施設長1名、事務長1名、主任1名（15名出席）
子育て支援団体	子育て支援団体、学習支援団体（各1団体）
中山間地域保護者	有水地域・西岳地域の保護者（3会場 35名出席）
児童発達支援事業利用者	施設利用者の保護者（2会場 12名出席）

6. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題の整理

（1）少子化の更なる進行

本市においても、人口及び出生者数は減少傾向が続いており、少子化・人口減少社会が本格化しつつあります。合計特殊出生率は、平成29年に1.79と若干回復傾向にあるものの、人口維持に必要とされる2.07には及んでいない状況です。

直接的な原因としては、未婚率の上昇、第1子出生時の平均年齢の上昇（晩産化）などがあげられます。こうした状況の背景としては、女性の社会進出、結婚や子育てに対する価値観の多様化、経済的な不安、子育てに対する不安感・負担感の増大など、様々な要因が複雑に関連しているものと考えられます。

（2）子どもと子育て家庭の孤立化

人口が減少している一方、世帯数は増加し続けており、1世帯当たりの人員数は減少しています。子どもがいる世帯のうち約9割が核家族世帯であり、ひとり親家庭も増加傾向にあります。また、近所付き合いが減少し、地域とのつながりもますます希薄化しています。

子育て支援において一定の役割を果たしていた、祖父母や親族、地域コミュニティとの関わりが薄れ、子どもや子育て中の家庭の孤立化が深まっていると推測され、子育てに対する不安感や負担感の増大につながっているものと考えられます。

(3) 関係機関の連携強化と切れ目のない支援

子育ては、結婚にはじまり、妊娠・出産、乳幼児期、小学校、中学校…と切れ目なく続いていくものであり、これらのライフステージごとに、必要な支援を必要な時期に提供することが、子育てに関する不安感や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることにつながるものと考えます。

そのためには、福祉、教育、保健、医療、雇用などの分野を超えて、子どもや子育て支援に係る関係機関が、情報共有や相互理解を通じて、相互に顔の見える関係づくりに努め、関係機関が一体となって子ども・子育て支援に取り組む体制づくりがますます重要なものとなっています。

(4) 女性の就業率の変化

本市における女性の就業率は、全国と比較しても高く、またニーズ調査の結果からも、母親の就労率は上昇しており、特に未就学児を持つ母親のフルタイム就労の割合が増加しています。

これらの状況に対応するため、妊娠・出産・子育てに配慮した就労環境の整備とともに、多様な保育・教育サービス、きめ細かい子育て支援サービスの充実など、様々な働き方・ライフスタイルに対応した子育て支援策が求められています。

また、育児や家事の負担は依然として母親に偏りがちであり、育児・家事への負担感や孤立感、拘束感を軽減する対策が求められます。性別による固定的役割分担の意識改善を図り、男女が共同で育児・家事・仕事等に関わる意識づくりや、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などを推進する必要があります。

(5) 保育・教育サービスの提供体制の確保と空き待ち児童の解消

少子化が進行する一方、女性の就業率上昇などの影響から、乳幼児期の保育・教育サービスへのニーズはますます高まっています。

本市においては、待機児童は発生していないものの、希望する保育所等に入所できない「空き待ち児童」が多く存在しており、特に0～2歳児（3号認定）及び市内中心部の施設について、その傾向が顕著です。

引き続き保護者のニーズに対応できる提供体制の確保に取り組む必要があります。

(6) 地域の実情に応じたきめの細かい子ども・子育て支援

第1期計画期間内においては、子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業及びライフステージごとの各施策について、新たな取組や実施内容の拡充を通じて、子ども・子育て支援施策の充実に努めました。

これまでの取組により、子育てしやすい環境づくりや子どもの健全育成等が着実に推進されているものと考えられますが、一方で、支援を支える人材等の確保や、人材等の専門性及び支援の質の更なる向上、より複雑化・多様化していくニーズへの対応、地域ごとに異なる課題や現状を踏まえた対応などが課題となっています。

引き続き、子ども及び保護者のニーズや地域の実情に応じたきめの細かい子ども・子育て支援の充実に図っていく必要があります。

(7) 特別な支援や配慮が必要な子ども及び家庭への支援

全ての子どもが健やかに育ち、家庭や地域で心豊かに安定して生活できる環境を等しく保障することは、子どもの最善の利益を守る観点からも、最重要課題であるといえます。

そのためには、子どもの障がいや疾病、児童虐待、経済的困難を抱える家庭、ひとり親家庭、外国籍の家庭など、子どもの育ちや子育てに関し、リスク要因を抱える可能性の高い家庭については、より一層きめ細かな支援が求められます。

さらに、子どもの養育に関し支援が必要な家庭においては、これらのリスク要因が複数関連していることも多いため、関係機関が有機的に連携を図り、それぞれの家庭や子どもの状態に応じた対応を行う必要があります。

(8) 多様なニーズへの対応

①未就学児童を持つ保護者が、今後市に期待する子ども・子育て支援施策（複数回答）

「必要な時にいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」（45.5%）が最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減すること」（43.7%）、「子どもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができるスポーツ施設や公園を増やすこと」（40.4%）となっています。

②小学生を持つ保護者が、今後市に期待する子ども・子育て支援施策（複数回答）

「子どもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができるスポーツ施設や公園を増やすこと」（38.4%）、「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」（38.4%）が最も高く、次いで「必要な時にいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」（34.6%）、「乳幼児医療費助成制度を充実すること」（28.9%）となっています。

③自由意見の分析結果

子育ての環境や支援事業についての自由意見においては、「子どもを緊急・一時的に預けたい場合の対応」、「預かり時間の延長、土日等の対応」、「病児保育の充実」、「相談窓口がどこに聞いてよいかわからない」、「情報発信の充実」、「質の高い教育や保育の充実」、「いじめ・不登校・落ちこぼれ対策」、「教育者の質の向上」、「医療費助成制度の充実」、「安全な遊び場」、「発達障がい児への対応」、「休暇制度や時短勤務など就労環境の整備」などに関する意見が多く寄せられました。

第3章 計画の理念及び目標と施策内容

1. 計画の基本理念

すくすく笑顔の子育ち いきいき笑顔で子育て
みんなで支え合う みやこのじょう

2. 計画の基本目標

(1) 全ての子どもが健やかに育ち、豊かな人間性と生きる力を育むことができる保育・教育環境の整備

全ての子どもは社会の希望であり、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することは、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。そのためには、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭も含めた全ての子どもに対して、支援を行っていく必要があります。

都城市は、「子どもの最善の利益」を実現するために、子どもの視点に立った支援を推進します。子どもの障がいや疾病、虐待や貧困などの家庭の状況、その他の事情によって、子どもの将来が左右されることなく、次世代を担う全ての子どもが健やかに育ち、豊かな人間性と生きる力を育むことのできる質の高い保育・教育環境を整備します。

(2) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

子育てについての第一義的責任は親や保護者にあり、家庭は教育の原点であり全ての出発点です。その上で、子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる社会を実現するためには、行政による支援やサービス、地域ぐるみの社会的支援が必要です。特に、地域の中で保護者と子どもが見守られ、また、保護者と子どもも地域と関わりを持ちながら子育てすることは、保護者の子育てに対する不安と負担を軽減し、子どもの健やかな育ちにとっても重要なことです。

都城市は、市民や地域組織、企業、学校、教育・保育施設、国、県など、子育てに関係する機関との連携強化を更に進め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境を整備します。また、社会のあらゆる分野における全ての構成員に、子ども・子育て支援の重要性に対する関心・理解を深めてもらうため、市民全体に広く啓発を行い、地域の実情に合わせた、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

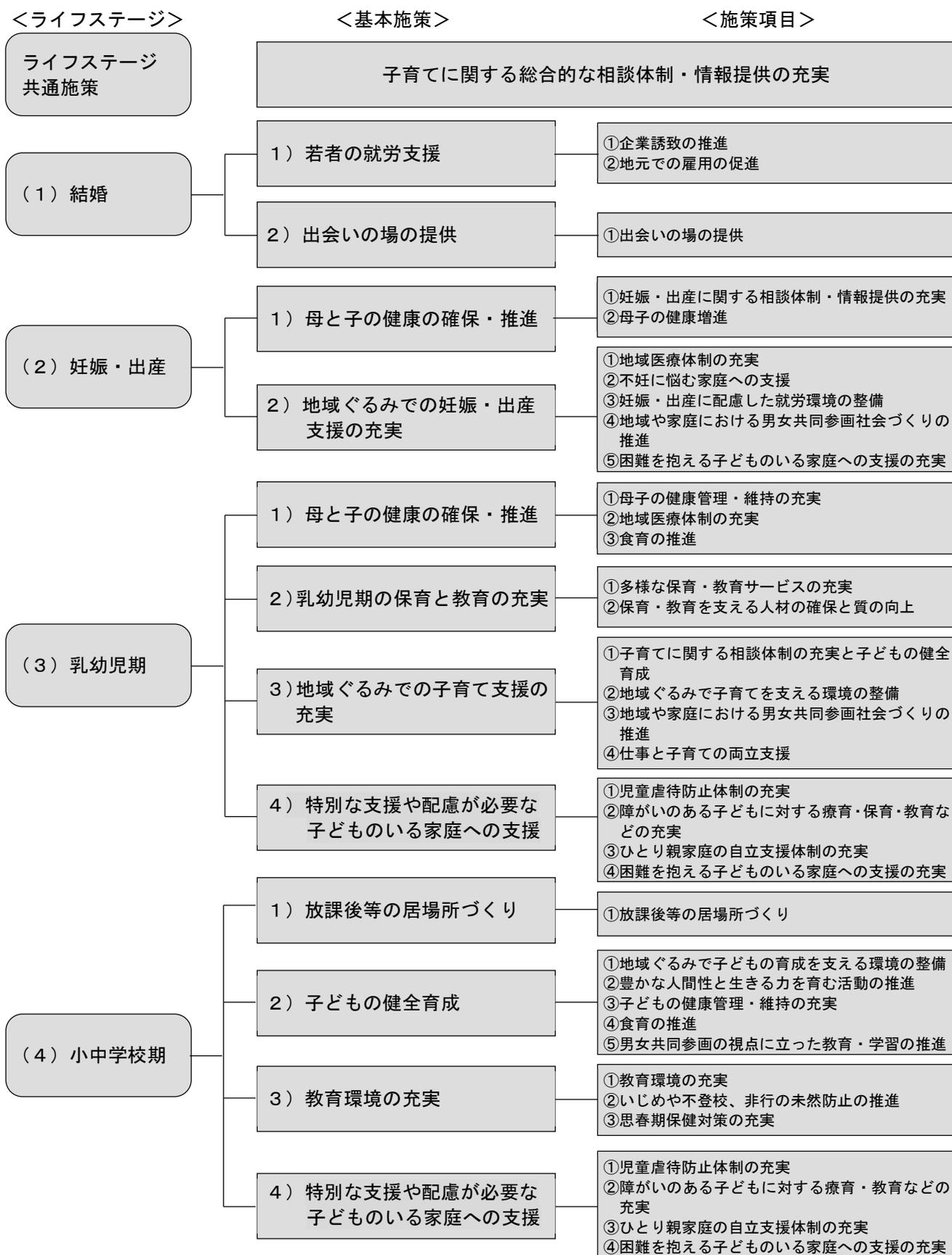
(3) 結婚、妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の充実

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、周囲から日々の子育てに対する支援、協力、助言を得ることが困難な状況になっています。また少子化の進行により、親世代も自身の子どもができるまで赤ちゃんや子どもとふれあう経験が乏しいまま親になることが増え、子どもにとっても年齢の異なる子どもたちの中で育つ機会が減少するなど、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。緩やかに回復しているとはいえ、依然として地方は、経済状況や企業経営を取り巻く環境も厳しく、共働き家庭の増加や非正規雇用の増加などにより、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、孤立感や不安を抱えながら子育てをする人が増えています。子どもを安心して産み育てることができるためには、結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行う必要があります。

都城市は、結婚、妊娠・出産、乳幼児期、小中学校期の子育てに関するライフステージに着目し、ライフステージごとに異なるニーズに対応できるよう、必要な支援策を行います。また、例えば、小学校就学時などライフステージの移行時には、生活環境が変わり、仕事と生活のバランスがとれなくなるなど、保護者の不安や負担が大きくなるため、安心して子育てができるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

3. 施策の体系

計画の理念・基本目標を受け、本計画におけるライフステージ別施策を以下のように定めます。



4. 施策の内容

ライフステージ共通施策

子育てに関する総合的な相談体制・情報提供の充実

子育てに関する総合的な相談や支援制度の紹介をワンストップで行うことのできる相談体制を確立し、充実を図ります。また、行政や子育て支援事業者・団体などの子育てに関係する機関が連携し、一体的に子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成推進に努めます。

さらに、市民、学校、地域、職域など地域ぐるみで子育て・子育てを支援する体制を構築するため、市民全体に向けて啓発を進めるとともに、子育てに関する情報を、必要としている人に届くよう、チラシや冊子の作成、ホームページ、SNSなど、多様な媒体を通じて、分かりやすく提供します。

【事業例】

- 各種相談窓口の開設（子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーターなど）
- 子育て応援総合サイト「はびみやこんじょ」

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する人の割合	令和元年	令和6年
	39%	45%
	【単年度】	【単年度】

(1) 結婚

1) 若者の就労支援

若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することが、若い世代が本市に住み続け、子どもを持つ夢を実現する基本的な条件になります。

雇用の場の確保により若者の定住や定着を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで、新たな家庭の構築や、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにつなげます。

①企業誘致の推進

人口減少対策や地域経済の発展に向けて、新たな雇用の増大が見込める企業を誘致し、雇用の拡大を図ります。

【事業例】

- 企業誘致推進事業

②地元での雇用の促進

人材を求める企業と求職者とのマッチングの機会の創出や、企業の体制強化を促進します。

また、妊娠・出産・育児等の子育て世代の女性を中心に、女性に多様な働き方を選択できる技術の習得や、女性の起業・就業のための支援を行い、就職説明会等において、若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な企業の認定制度「ユースエール認定企業」について周知を行います。

さらに、若者が地元企業の魅力を知る機会を提供し、地元での就職を支援します。

【事業例】

○企業巡見推進事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
都城公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率 (常用)	平成 30 年	令和 6 年
	47.0%	47.0%
	【単年度】	【単年度】

2) 出会いの場の提供

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ない、あるいは本人の性格や仕事の忙しさから、出会いの機会をつくれないう若者が多くいることが考えられます。このような、結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、結婚を応援します。

①出会いの場の提供

婚活支援を行う団体に対して研修会等を実施し、各団体のスキルアップを図るとともに、セミナーやイベント情報の発信、出会いの場の提供などを行います。

【事業例】

○婚活サポート事業（地域少子化対策重点推進交付金事業）

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
各種団体と連携した婚活イベントに参加した人のうち、カップルになった人の割合	平成 30 年	令和 6 年
	24%	30%
	【単年度】	【単年度】

(2) 妊娠・出産

1) 母と子の健康の確保・推進

女性が妊娠し、出産する時期は、母親の心身の状況が健康で充実していることが大切ですが、この時期は、将来の子育てに向けた様々な不安を意識する時期でもあります。安心して出産に臨むことができるよう、妊娠・出産に関する情報提供や相談体制を充実させ、保健指導や健診を通じて母子の健康管理と健康増進に努めます。

①妊娠・出産に関する相談体制・情報提供の充実

妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的に配置している母子保健コーディネーター(子育て世代包括支援センター)について、関係機関との連携を強化し、充実を図ります。母子健康手帳の交付時には、妊娠期の過ごし方や母子保健サービスの利用方法などの、妊娠・出産に関する情報提供に努めるほか、相談窓口を周知するなど、不安なく妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう支援します。

また、初産、高齢出産、若年出産、多胎妊娠など、特に身体的・精神的なケアが必要な妊産婦の場合は、訪問し、指導・助言等を行います。

産後に実施する産婦健康診査の結果により、支援が必要と判断された産婦に対しては、医療機関と連携しながら早期かつ丁寧な産後ケアを提供できるよう努めるとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談や交流ができる場を設け、親子の孤立感の軽減に努めます。

【事業例】

○妊娠・出産包括支援事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
母子健康情報サービスの利用者数	平成 30 年	令和 6 年
	224 人	500 人
	【累計】	【累計】

②母子の健康増進

母胎や胎児の健康確保を図るため、健診の重要性を啓発し、受診率の向上に努めます。また、健診内容のより一層の充実を図ります。

【事業例】

○妊婦乳児健康診査

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
乳児健康診査の受診率	平成 30 年	令和 6 年
	89.6%	95.0%
	【単年度】	【単年度】

2) 地域ぐるみでの妊娠・出産支援の充実

安心して妊娠・出産できるようにするためには、地域での医療体制の充実をはじめ、職場や家庭での理解、多様化する価値観を認め合う男女共同参画社会の実現等、様々な環境の整備が必要となります。地域ぐるみで妊娠・出産を支援する体制を構築し、安心して臨むことができる地域社会を目指します。

①地域医療体制の充実

全国トップクラスを誇る周産期医療体制が堅持されるよう、関係機関との連携強化に努め、安心して出産できる体制を維持します。

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
周産期医療体制の堅持（都城医療センターの大学派遣医師確保）	平成30年	令和3年
	必要医療スタッフの確保100%	必要医療スタッフの確保100%
	【単年度】	【単年度】

②不妊に悩む家庭への支援

妊娠を望みながら不妊に悩む人が行う不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な費用がかかるため、その費用を助成します。また、不妊に悩む人への相談体制を関係機関と連携し、充実させます。

【事業例】

○不妊治療助成事業

③妊娠・出産に配慮した就労環境の整備

企業に対して、妊娠・出産を希望する女性の望みに応じた働き方のできる就労支援意識の啓発促進に努めるとともに、就職説明会等において、「仕事と生活の両立応援宣言」、子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」等の認定制度について周知を行います。

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
子育てサポート企業「くるみん認定企業」数	平成30年	令和6年
	1社	4社
	【累計】	【累計】

④地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進

妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画を促し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。

【事業例】

○パパママ教室

⑤困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

経済的な困難を抱える家庭に対しては、家庭環境の把握や、関係機関との連絡・調整等を通じて、支援を必要としている家庭の状況に応じた対応を行うよう努めます。

【事業例】

○助産施設費

(3) 乳幼児期

1) 母と子の健康の確保・推進

子どもの心身両面の健やかな成長のために、保健・医療・福祉・教育の各分野の機関と連携し、都城市保健センターでの健康診査の充実、継続した保健指導等を実施します。また、少子化や核家族化の進行に伴い、子育て経験が少ないまま親になっている人も少なくないため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

①母子の健康管理・維持の充実

定期的な健康診査や訪問指導等を実施し、母と子の健康管理や健やかな成長を確保することはもちろん、家庭における健康管理の具体的な方法や栄養指導など、子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、健診未受診世帯の解消や健診内容の充実に努めます。

また、対応に当たる保健師等の研修や情報を共有するための勉強会を実施し、健康診査や訪問指導の質の向上を図ります。健診や専門職で実施するフォロー学級や個別相談等を通して、心身の発達面で気になる子どもや、強い育児不安を抱える保護者など、特に支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら、フォローアップに努めます。

う歯（虫歯）予防を推進するため、職員及び保護者の理解が得られた保育所等においてフッ化物洗口を実施するとともに、う歯予防についての保健指導や歯磨き指導等を通じて歯の健康、意識啓発に努めます。

さらに、乳幼児期は病気にかかりやすいため、予防接種により疾病予防を推進するとともに、受診を容易にするため医療費助成を行うなど、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

【事業例】

- 1歳6か月児健康診査事業
- 子ども医療費助成事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
MRワクチン（2期）接種率	平成30年	令和6年
	83.9%	95.0%
	【単年度】	【単年度】

②地域医療体制の充実

夜間及び休日の急患にも対応できるよう地域医療体制の維持に努めます。必要な人に必要な医療が実施されるよう、適正受診について、啓発に努めます。

【事業例】

- 初期救急医療事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
夜間救急センターの診療科目・時間の維持	平成30年	令和6年
	3科、12時間 100%	3科、12時間 100%
	【単年度】	【単年度】

③食育の推進

食事は体の成長はもちろん、心の成長にも密接に関係する大事な要素であることから、乳幼児期からの正しい食事のとり方や食習慣のあり方など食育に関する啓発に努めます。さらに、それぞれの子どもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供に努めるとともに、内容の充実を図ります。

【事業例】

○離乳食教室の開催

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
離乳食教室の参加者数	平成 30 年	令和 6 年
	183 人	200 人
	【単年度】	【単年度】

2) 乳幼児期の保育と教育の充実

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育への教育・保育給付を行い、さらに、各家庭の多様な保育・教育のニーズに応えられるよう、地域の実情にあった保育・教育サービスを充実させます。また、保育士等の人材不足が慢性化しており、保育人材の確保及び保育・教育の質の向上を図ります。

①多様な保育・教育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出、就業形態や価値観の多様化等により、様々な保育・教育サービスが必要とされています。このため、通常保育・教育サービスの充実に加え、宿泊を伴う預かりや一時的な預かり、病児・病後児の預かりなど、多様な保育・教育ニーズに適切に対応できる体制を整備、充実します。

少子化対策、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化制度については、その円滑な実施に努めます。

また、幼児期における保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、その充実とともに、小学校との連携・接続が重要であることから、教育委員会との連携をより一層強化します。

【事業例】

○施設型給付費（公立保育所、公立幼稚園、認定こども園、施設給付型幼稚園）

○延長保育事業

○一時預かり事業

○病児・病後児保育事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
空き待ち児童数の減少	平成 30 年	令和 3 年
	120 人	50 人
	【12 月末】	【12 月末】

②保育・教育を支える人材の確保と質の向上

研修等を実施し、保育士等の人材確保、資質向上に努め、保育・教育の質の向上を目指します。その際、地元の大学などの高等教育機関や県と連携し、地域の実情に応じた研修を実施します。

【事業例】

○保育人材の育成・定着化推進事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
市の補助を受けて保育士資格を取得した人数	平成31年	令和3年
	7人	20人
	【累計】	【累計】

3) 地域ぐるみでの子育て支援の充実

核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化し、育児不安を抱える親が増加しており、相談体制の充実や地域ぐるみで子育てを支える環境の整備が重要です。また、子育てと仕事が両立でき、希望する働き方やライフスタイルを選択できる社会を目指した環境づくりを進めます。

①子育てに関する相談体制の充実と子どもの健全育成

子育て世代活動支援センター（ふれびか）、地域子育て支援センターの機能強化と内容の充実を図り、子育てに関する相談や親子の交流を支援します。さらに、子どもの健全育成、親子の交流の場として重要な役割を果たしている児童館、児童センター等についても、内容の充実を図ります。

また、子どもの健全育成や人格形成に重要な役割を果たす家庭教育について、情報提供を行い、質の向上を目指します。

【事業例】

○地域子育て支援拠点事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
子育て世代活動支援センターふれびかの全体延べ来館者数	平成30年	令和6年
	121,947人	124,500人
	【単年度】	【単年度】

②地域ぐるみで子育てを支える環境の整備

乳幼児期には、保育所・幼稚園・認定こども園等の定期的な保育・教育サービスを受けていない世帯も多く、地域で子育てを支える環境の整備が必要です。市民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の充実や、地域で子育て支援を行っている団体の支援を行います。

【事業例】

○ファミリー・サポート・センター事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
ファミリー・サポート・センター活動件数	平成 30 年	令和 6 年
	5,842 件	6,100 件
	【単年度】	【単年度】

③地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進

性別による固定的役割分担の意識改善を図り、男女が共同で育児・家事・仕事・介護等に関われるよう啓発を行い、地域や家庭において性別にかかわらず、多様化するライフスタイルや価値観を認め合い、自分らしさが生かせるワーク・ライフ・バランスの推進や、DV（ドメスティック・バイオレンス）についての理解の促進を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。

【事業例】

○男女共同参画行政費

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
男女共同参画に関する講演会・講座の開催数	平成 30 年	令和 6 年
	6 回／年	6 回／年
	【単年度】	【単年度】

④仕事と子育ての両立支援

ハローワーク等をはじめとする各種機関が実施している助成制度の情報提供に努め、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、勤務時間の短縮、看護休暇、女性の多様な働き方の促進など子育てをする人に配慮した労働条件・制度の啓発促進に努めます。また、就職説明会等において、「仕事と生活の両立応援宣言」、子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」等の認定制度について周知を行います。

【事業例】

○女性活躍促進事業

4) 特別な支援や配慮が必要な子どものいる家庭への支援

児童虐待については、関係機関との連携を強化し、協力しながらその対応及び予防に努めます。また、障がいのある子どもやひとり親の家庭など、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しては、個別の状況に応じた支援に努めます。

①児童虐待防止体制の充実

児童虐待に対して迅速な対応がとれるよう、関係機関との情報共有など、十分な連携を図り、早期発見、適切な事後対応に努めるとともに、育児不安等を抱える保護者への早期支援などにより、予防に努めます。また、児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に講演会を開催するなど、普及・啓発活動を行っていきます。

【事業例】

- 家庭児童相談事業
- 要保護児童対策地域協議会の開催

②障がいのある子どもに対する療育・保育・教育などの充実

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性を尊重し、共に地域社会で生活していけるよう、障がいに対する理解の促進を図り、障がい者施策と連携した支援の充実に努めます。

また、近年、発達障がいへの対応も課題となっており、早期の把握と一人一人の子どもの状態に応じたきめ細かい対応を行います。

さらに、教育・保育施設において円滑に受け入れることができるよう、職員配置の工夫、資質向上の対策などにより受入れ体制の充実に努めるとともに、教育相談や就学支援を実施し、小学校へ支援が継続されるよう努めます。

【事業例】

- こども発達センターきらきら運営事業
- 障害児保育事業費
- 障害児通園事業（ウルトラマン教室等）

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
こども発達センター利用者数	平成 30 年	令和 6 年
	905 人	1,016 人
	【単年度】	【単年度】

③ひとり親家庭の自立支援体制の充実

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、子育てや家事など日常生活全般を一人で行っており、経済面だけでなく、精神面など様々な面において負担が大きくなっています。このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、個別の状況やニーズの把握に努め、それぞれに応じた支援を行います。

【事業例】

- 母子及び父子家庭医療費助成事業
- 母子・父子自立支援員設置事業
- 子どもの生活・学習支援事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
子どもの生活・学習支援事業実施箇所数	平成 30 年	令和 6 年
	12 か所	16 か所
	【累計】	【累計】

④困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、関係機関が連携しながら、支援を必要としている子どもや家族の状況に応じた対応を行うよう努めます。

(4) 小中学校期

1) 放課後等の居場所づくり

女性の社会進出や社会環境の変化等により、放課後や長期休業中の児童が安全に過ごせる居場所づくりが必要となっています。保護者や児童のニーズに応じて、放課後児童クラブなどの居場所の整備や内容の充実を図ります。

①放課後等の居場所づくり

保護者や児童のニーズに応じて、放課後児童クラブの整備を進め、内容の充実を図ります。また、放課後や長期休業中の児童の居場所及び児童の健全育成の場として、重要な役割を果たしている放課後子ども教室や児童館等についても内容の充実を図ります。

【事業例】

- 放課後児童クラブ事業
- 放課後子ども教室推進事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
放課後児童クラブ開設数	令和元年	令和6年
	70 か所	76 か所
	【累計】	【累計】

2) 子どもの健全育成

家庭教育の充実を図り、地域全体で子どもの育成を支える環境を整備し、スポーツや地域活動など豊かな人間性と生きる力を育む活動の充実を図ります。また、子どもの健やかな成長のため、健康管理の充実や食育の推進に努めます。

①地域ぐるみで子どもの育成を支える環境の整備

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っているため、家庭の教育力の向上を図る取組を充実させます。また、地域全体で子どもの育成を支える環境を整備するため、子ども・子育て支援を行う団体等の支援や地域活動の推進を図ります。

【事業例】

- 子ども会等活動支援事業
- 家庭教育学級開設事業

②豊かな人間性と生きる力を育む活動の推進

文化・芸術活動やスポーツ活動、地域活動などは、様々な経験を通じて豊かな人間性と生きる力を育むことのできる、子どもの健全育成には欠かせない活動であるため、こうした活動に親しむ環境を整えるとともに、活動内容の充実を図ります。

【事業例】

- 芸術文化アウトリーチ事業
- スポーツ習慣化促進事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
小中学校民俗芸能伝承活動事業実施学校数の維持	平成30年	令和6年
	20校	20校
	【累計】	【累計】

③子どもの健康管理・維持の充実

子どもの健康管理及び健やかな成長のため、予防接種等の実施により疾病予防を推進します。また、疾病の重篤化を予防し、子どもの健全な発育促進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、子ども医療費助成事業の対象を中学生まで拡大します。

【事業例】

- 小学校フッ化物洗口事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
小学校フッ化物洗口事業の実施校数	平成30年	令和6年
	17校	35校
	【単年度】	【単年度】

④食育の推進

食事は体の成長はもちろん、心の成長にも密接に関係する大事な要素であることから、正しい食事のとり方や食習慣のあり方とともに、感謝の心を育む食育に関する啓発に努めます。子どもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供に努めるとともに、内容の充実を図ります。

【事業例】

- 学校給食における地産地消の推進

⑤男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

これからの時代を担う子どもが性別等によって将来の可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力が発揮できる環境を整えることが大切です。外国人市民の増加による多文化共生社会の理解の必要性や、デートDVや多様化する性についての知識や理解、ノーマライゼーションの理念など男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行います。

【事業例】

- 各課による出前講座の実施

3) 教育環境の充実

学校、家庭、地域が連携を深め、子どもたちが、情報化・国際化など時代の流れに対応できる豊かな心と生きる力を持った人間として成長できるよう、教育環境の充実に努めます。

①教育環境の充実

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続を図り、学校運営協議会等を通じて学校、家庭、地域が連携を深めながら教育環境を充実するための取組を進めます。

さらに、ALTや図書館サポーターなどを活用することによって、豊かな心と生きる力を育むとともに、学習用タブレットPC等を導入し、情報活用能力の育成にも取り組めます。

また、「地元で働く」意識を醸成するための取組の一環として、キャリア教育を推進します。

【事業例】

- ALTによる語学指導事業
- 学校運営協議会制度推進事業
- 中学校教員業務支援事業

【成果指標例】

成果指標	基準値	目標値
外国語指導助手（ALT）配置人員数	平成30年	令和6年
	16人	18人
	【単年度】	【単年度】

②いじめや不登校、非行の未然防止の推進

生徒指導上の諸問題は多岐にわたり複雑化しており、いじめや不登校、非行等が発生しないよう未然に防止するための啓発や各学校への支援等を充実させるとともに、問題行動等が発生した場合には子ども一人一人の状況に応じた適切な対応により、子どもの健全な育成に努めます。

【事業例】

- 児童生徒健全育成事業

③思春期保健対策の充実

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもや赤ちゃんと接する機会が乏しいまま親になっていく人が増えています。命の大切さや発達段階に応じた性に関する指導、妊娠・出産に関する正しい知識の普及のため、学校との連携を強化し、「次代の親の育成」に努めます。

4) 特別な支援や配慮が必要な子どものいる家庭への支援

児童虐待については、関係機関との連携を強化し、協力しながらその対応及び予防に努めます。また、障がいのある子どもやひとり親の家庭、経済的な困難を抱える家庭など、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しては、教育と福祉の連携を図りながら、個別の状況に応じた支援に努めます。

①児童虐待防止体制の充実

児童虐待に対して迅速な対応がとれるよう、関係機関との情報共有など、十分な連携を図り、早期発見、適切な事後対応に努めるとともに、育児不安等を抱える保護者への早期支援などにより、予防に努めます。また、児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に講演会を開催するなど、普及・啓発活動を行っていきます。

【事業例】

○要保護児童対策地域協議会の開催

②障がいのある子どもに対する療育・教育などの充実

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性を尊重し、共に地域社会で生活していけるよう、障がいに対する理解の促進を図り、障がい者施策と連携した特別支援教育の充実に努めます。また、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな対応のため、療育・保育・教育などの各機関と、就学前から就学までをつなげるための連携を深めます。

さらに、障がいのある子どもの放課後等の安全で健全な居場所づくりのため、放課後等デイサービスの充実や、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れ体制の整備に努めます。

【事業例】

○特別支援教育推進事業

③ひとり親家庭の自立支援体制の充実

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、子育てや家事など日常生活全般を一人で行っており、経済面だけでなく、精神面など様々な面において負担が大きくなっています。このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、個別のニーズに応じた支援を行います。

【事業例】

○子どもの生活・学習支援事業

④困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、関係機関が連携しながら、支援を必要としている子どもや家族の状況に応じた対応を行うよう努めます。国際化の進展により、外国にルーツを持つ子どもが孤立化しないよう支援します。

【事業例】

○外国にルーツを持つ子ども支援事業

第4章 計画の目標と確保方策

1. 教育・保育の提供区域

(1) 幼児期の教育・保育提供区域

区分	提供区域	考え方
1号認定	市全域 (1区域)	1号認定の受入れ先である幼稚園・認定こども園については、施設の偏在がみられることや、保護者の希望により施設を選択することが可能であることから、「市全域」とする。
2号・3号認定	南部、西部、北部 (3区域)	特に3号認定について、市内中心部で入りづらい状況となっており、空き待ち児童が発生している。区域を小さく設定して定員管理を行うことで、効率的に空き待ち児童を解消できると考えられることや、保護者の就労状況の違いなどの地域の実情に応じた教育・保育体制の構築が可能になることから、3区域とする。

(2) 地域子育て支援事業

区分	提供区域	考え方
利用者支援事業	市全域(1区域)	利用可能な全ての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう当面は「市全域」とする。
延長保育事業	南部、西部、北部(3区域)	本事業は通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、教育・保育事業と切り離せない事業であることから、3区域とする。
放課後児童クラブ	小学校区(37区域)	施設までの移動時間、移動手段等を考慮し、「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	市全域(1区域)	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域(1区域)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。
養育支援訪問事業	市全域(1区域)	児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、また、全市域の情報を基に迅速な対応が求められることから「市全域」に設定する。
地域子育て支援拠点事業	市全域(1区域)	現状は子育て支援センターが5か所あるが、身近な場所で支援を行うため、人口分布等を考慮し、増設を検討する。
一時預かり事業	市全域(1区域)	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域(1区域)	病気の際に突発的に利用される事業であることから、「市全域」とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域(1区域)	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
妊婦健康診査	市全域(1区域)	市内外を含む医療機関で実施可能であることから、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域の設定は不要
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	区域の設定は不要

2. 幼児期の教育・保育

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して、以下の区分で設定します。また、幼児教育・保育の無償化制度の趣旨に鑑み、3歳以上については、全ての子どもがいずれかの施設の利用希望があるものとして算出します。

【量の見込み】	【確保の内容】
○1号認定（3～5歳の教育のみ）	○幼稚園、認定こども園（教育部分）で確保
○2号認定のうち教育ニーズが高いもの（3～5歳）	○保育所、認定こども園（保育部分）で確保
○2号認定のうち保育の必要性あり（3～5歳）	○保育所、認定こども園地域型保育事業で確保
○3号認定（0～3歳の保育の必要性あり）	○保育所、認定こども園地域型保育事業で確保

①市全域の量の見込みと確保方策

【市全域】

単位：人

年度		令和2年度				令和3年度						
区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳		
量の見込み		637	492	3,182	924	2,129	625	484	3,127	896	2,049	
確保方策	特定教育 保育施設	1,860		2,737	618	2,024	1,770		2,756	638	1,995	
	特定地域型 保育事業				45	88				45	88	
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7			14	3	7	
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15					15	
	計	1,860		2,751	666	2,134	1,770		2,770	686	2,105	
年度		令和4年度				令和5年度						
区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号			
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳		
量の見込み		599	464	2,994	869	1,989	587	454	2,934	844	1,930	
確保方策	特定教育 保育施設	1,561		2,846	688	1,990	1,500		2,942	738	1,985	
	特定地域型 保育事業				45	88				45	88	
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7			14	3	7	
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15					15	
	計	1,561		2,860	736	2,100	1,500		2,956	786	2,095	
年度		令和6年度										
区分	1号	2号		3号								
		教育	保育	0歳	1・2歳							
量の見込み		567	438	2,831	823	1,874						
確保方策	特定教育 保育施設	1,510		2,967	753	1,985						
	特定地域型 保育事業				45	88						
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7						
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15						
	計	1,510		2,981	801	2,095						

②提供区域ごとの量の見込みと確保方策

【1号認定、提供区域：市全域】

単位：人

年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区分		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
量の見込み		637	492	625	484	599	464
		1,129		1,109		1,063	
確保方策	特定教育 保育施設	1,860		1,770		1,561	
年度		令和5年度		令和6年度			
区分		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)		
量の見込み		587	454	567	438		
		1,041		1,005			
確保方策	特定教育 保育施設	1,500		1,510			

【2・3号認定、提供区域：南部（姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、中郷）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		2,082	604	1,393	2,046	586	1,340	1,959	568	1,301
			1,997			1,926			1,869	
確保 方 策	特定教育 保育施設	1,763	387	1,280	1,782	407	1,281	1,872	457	1,276
			1,667			1,688			1,733	
	特定地域型 保育事業	/	39	75	/	39	75	/	39	75
			114			114			114	
	企業主導型保育 施設の地域枠	14	3	7	14	3	7	14	3	7
			10			10			10	
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	15	/	/	15	/	/	15	
			15			15			15	
計		1,777	429	1,377	1,796	449	1,378	1,886	499	1,373
			1,806			1,827			1,872	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		1,919	552	1,263	1,852	538	1,226			
			1,815			1,764				
確保 方 策	特定教育 保育施設	1,872	462	1,281	1,872	462	1,281			
			1,743			1,743				
	特定地域型 保育事業	/	39	75	/	39	75			
			114			114				
	企業主導型保育 施設の地域枠	14	3	7	14	3	7			
			10			10				
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	15	/	/	15				
			15			15				
計		1,886	504	1,378	1,886	504	1,378			
			1,882			1,882				

【2・3号認定、提供区域：西部（沖水、志和池、庄内、西岳、山田）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		713	207	477	701	201	459	671	195	446
			684			660			641	
確保 方策	特定教育 保育施設	625	141	473	625	141	473	625	141	473
			614			614			614	
	特定地域型 保育事業		6	13		6	13		6	13
			19			19			19	
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			0			0			0	
			0			0			0	
計	625	147	486	625	147	486	625	147	486	
			633			633			633	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		658	189	433	635	184	420			
			622			604				
確保 方策	特定教育 保育施設	721	186	463	721	186	463			
			649			649				
	特定地域型 保育事業		6	13		6	13			
			19			19				
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0			
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			0			0		0		
			0			0		0		
計	721	192	476	721	192	476				
			668			668				

【2・3号認定、提供区域：北部（山之口、高城、高崎）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		387	113	259	380	109	250	364	106	242
			372			359			348	
確保 方策	特定教育 保育施設	349	90	271	349	90	241	349	90	241
			361			331			331	
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0		0	0
			0			0			0	
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			0			0			0	
			0			0			0	
計	349	90	271	349	90	241	349	90	241	
			361			331			331	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		357	103	234	344	101	228			
			337			329				
確保 方策	特定教育 保育施設	349	90	241	374	105	241			
			331			346				
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0			
			0			0				
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0			
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			0			0		0		
			0			0		0		
計	349	90	241	374	105	241				
			331			346				

3. 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を設定します。
 現在の子ども・子育て支援事業等の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2	3	3	3	3
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6,514	6,345	6,115	5,965	5,777
確保方策		6,514	6,345	6,115	5,965	5,777

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生（人）	879	842	870	800	807
	2年生（人）	671	700	670	699	632
	3年生（人）	528	493	512	491	507
	4年生（人）	414	403	378	393	373
	5年生（人）	270	282	272	253	263
	6年生（人）	190	185	192	188	175
	計（人）	2,952	2,905	2,894	2,824	2,757
確保方策	利用定員（人）	2,332	2,532	2,622	2,702	2,742
	箇所数（か所）	69	71	73	75	76

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		74	74	74	74	74
確保方策		74	74	74	74	74

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220
確保方策	実施体制：母子保健推進員、母子訪問指導員、こども課職員（おおよそ85名） 実施機関：都城市こども課				

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	量の見込み	52	51	50	49	48
要保護児童等訪問件数		180	180	180	180	180
確保方策		実施体制：都城市要保護児童対策地域協議会を中心に個別の対応やケース会議、ケース管理等を実施。母子保健コーディネーターの配置、産婦健診、産後ケア事業を実施し、要支援者を早期に把握 実施機関：こども課を中心に関係各課、児童相談所、保育所（園）、民生委員・児童委員等の関係機関				

(7) 地域子育て支援拠点事業

単位：1年間当たりの人回、か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	142,122	137,114	133,071	129,172	125,595
確保方策	5	6	7	7	7

(8) 一時預かり事業

[一時預かり事業（幼稚園型）]

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①1号認定による	2,919	2,868	2,747	2,692	2,598
	②2号認定による	191,620	188,500	180,700	176,800	170,560
	計	194,539	191,368	183,447	179,492	173,158
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	194,539	191,368	183,447	179,492	173,158

〔一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）〕

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		25,342	24,659	23,784	23,188	22,467
確保 方策	一時預かり事業	8,800	8,562	8,259	8,052	7,801
	子育て援助活動 支援事業	770	770	770	770	770
	子育て短期支援 事業	0	0	0	0	0
	計	9,570	9,332	9,029	8,822	8,571

（9）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

〔病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）〕

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,382	1,343	1,303	1,265	1,229
確保 方策	病児保育事業	530	650	650	650	650
	子育て援助活動 支援事業	10	10	10	10	10
	計	540	660	660	660	660

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業、就学児の預かりのみ）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		70	70	70	70	70
確保方策		70	70	70	70	70

（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		16,105	15,847	15,593	15,343	15,098
確保方策	実施場所：宮崎県内の産婦人科、都城市・三股町内の助産院、国内の助産施設 実施体制：個別委託方式（国内の助産施設においては償還払いで対応）					

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

国の実施要綱等に準じて、事業を実施します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育の提供状況及び事業者の動向等を勘察し、必要に応じて事業を実施します。

5. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画

放課後に子どもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、子どもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定します。

○放課後子ども教室

利用者のアンケート等で把握した放課後子ども教室に係る利用希望を勘案して、計画期間内における目標事業量等を設定します。

〔目標事業量〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	9	10	10	10	10
参加児童数（人）	230	220	210	200	200

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう福祉部と教育委員会が協力し、両事業を進める必要があります。

・一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和6年度までに、一体型又は連携型の実施について、1か所のモデル事業実施を目指します。

第2期都城市子ども・子育て支援事業計画

（概要版）

発行：令和2年3月

企画・編集：都城市福祉部保育課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話：0986-23-4894

ファクス：0986-23-2788